

「千葉県水道広域化推進プラン（案）」に対する意見と県の考え方

千葉県総合企画部水政課
水道事業・統合広域化室

- 1 パブリックコメント実施期間 令和5年2月13日(月)～3月13日(月)
- 2 意見提出者数（意見の延べ件数） 3人（10件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

また、同内容の意見についてはまとめさせていただきました。

※複数の理由から意見が述べられている場合は、意見の概要を分けて掲載しています。

御意見の概要	県の考え方
(1) 広域化の目的等について	
水道事業の広域化の目的は何か。	1 頁に「水道事業が持続的・安定的な経営を確保していくためには、中長期の経営見通しに基づく経営基盤の強化を進める必要があります、このためにも市町村の区域を超えた連携や、一体的に水道事業に取り組む広域化の推進が求められる。」と記載しております。
水道事業の広域化を実施することによる県民のメリットはどのようなものがあるか。	「第3章広域化シミュレーションと効果」において、ブロックごとに統合・広域連携のパターンを設定した上で、シミュレーションを実施し、その効果の検証を行ったところ、維持管理業務等に係る費用の削減や給水原価の抑制などのメリットが見込まれております。
(2) ブロックの分類について	
県内の統合・広域連携の先行事例として、君津ブロックの統合について、掲載してはどうか。	87 頁に「参考1 君津ブロックの統合」を追記いたしました。
(3) 広域化の効果について	
水道事業の広域化を実施することで、料金や維持管理に係る費用はどのようになるか。	「第3章広域化シミュレーションと効果」において、ブロックごとに統合・広域連携のパターンを設定した上で、シミュレーションを実施し、その効果の検証を行ったところ、維持管理業務等に係る費用の削減や給水原価の抑制などが見込まれております。

(4) 広域化に係る推進方針について	
<p>九十九里、南房総地域の末端給水事業の統合については、県との統合が望ましいと考える。</p> <p>また、事業や予算がどのようになっているのか、見える化をすべきである。</p>	<p>2頁に記載のとおり、「広域自治体である県が広域的な水源の確保及び水道用水供給事業の役割を担い、基礎自治体である市町村が末端給水事業を担うという考え方」を基本に、まずは、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合をリーディングケースとして取り組んでいるところです。</p> <p>施設整備計画及び財政収支の計画については、それぞれの地域で現在検討しているところであり、その検討過程の一部を本プランの「第4章今後の広域化に係る推進方針等、第2節当面の具体的取組内容」に記載しております。</p>
(5) 広域化のスケジュールについて	
<p>現状想定されている、県、市町村などが関わる協議会等のスケジュールはどうなっているか。</p>	<p>経営の一体化や事業統合に向けて、検討が具体化されている九十九里、南房総ブロックについては、「第4章今後の広域化に係る推進方針等、第2節当面の具体的取組内容」に検討のスケジュールを記載しております。</p>
(6) 専門用語について	
<p>難しい言葉や専門用語が多くならないよう配慮していただきたい。</p>	<p>御意見として業務の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、主な専門用語の解説は、「第5章用語解説」に記載しております。</p>
(7) その他の御意見	
<p>駐車場の路面については、一面アスファルトよりも、雑草対策を施した芝を採用した方が良いと思う。</p>	<p>頂いた御意見は関係部局等と情報共有させていただきました。</p>
<p>産廃施設第一期廃棄施設からは、有害物質が浸出されているにも関わらず、小櫃川の水源地にあたる地域に、産業廃棄物最終処分場建設を許可することは、非常識である。</p>	
<p>「かずさ水道広域連合企業団」の運営権を外国私企業へ譲渡することは許されない。地方分権堅持自治体としての誇りを保持・発展し、「水道広域化」が、旧水道法の精神を活かしたものであることを期待する。</p>	